



第74回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2019年6月21日（金曜日）午前10時

開催場所 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
当社 本店

- 議案**
- 第1号議案** 剰余金処分の件
 - 第2号議案** 取締役12名選任の件
 - 第3号議案** 監査役5名選任の件
 - 第4号議案** 取締役及び監査役の報酬等の額改定の件
 - 第5号議案** 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件
 - 第6号議案** 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/1824/>



目次

ごあいさつ	1
-------------	---

招集ご通知

第74回定時株主総会招集ご通知	2
-----------------------	---

議決権の行使についてのご案内	3
----------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 取締役12名選任の件	6
第3号議案 監査役5名選任の件	14
第4号議案 取締役及び監査役の報酬等の額 改定の件	18
第5号議案 取締役に対する業績連動型株式 報酬制度導入の件	19
第6号議案 当社株券等の大規模買付行為に 関する対応方針（買収防衛策） 継続の件	24

招集ご通知提供書面

事業報告

I. 企業集団の現況	38
II. 会社の状況	46

連結計算書類／監査報告	51
-------------------	----

計算書類／監査報告	54
-----------------	----

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第74回定時株主総会を2019年6月21日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び第74期の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2019年5月



代表取締役社長

前田 操治

株主各位

証券コード 1824

2019年5月31日

東京都千代田区富士見二丁目10番2号

前田建設工業株式会社代表取締役社長 **前田 操治****第74回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁のご案内に従って、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年6月21日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都千代田区富士見二丁目10番2号 当社 本店（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第74期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 第74期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役12名選任の件 第3号議案 監査役5名選任の件 第4号議案 取締役及び監査役の報酬等の額改定の件 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件 第6号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策） 継続の件</p>
4 議決権の行使等に関するのご案内	3頁に記載の【議決権の行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.maeda.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- 当日はノー・ネクタイの軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 事業報告「会社の体制及び方針」
 2. 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 3. 計算書類「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

当社ウェブサイト（<http://www.maeda.co.jp/>）

議決権の行使についてのご案内

株主総会参考書類（5頁から37頁まで）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2019年 6月21日（金曜日）午前10時

場所 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
当社 本店

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2019年 6月20日（木曜日）午後5時30分到着分まで

- 書面又は電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権行使をされた場合は以下の取扱いとさせていただきます。
 - ① 書面により、複数回、議決権行使をされた場合は、再発行された議決権行使書によるご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。
 - ② 電磁的方法（インターネット等）により、複数回、議決権行使をされた場合は、最後のご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。
 - ③ 書面と電磁的方法（インターネット等）の双方で議決権行使をされた場合は、当社へ後に到着したご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。なお、同日に到着した場合は、電磁的方法（インターネット等）によるご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。
- 議案につき、賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

インターネットで議決権を行使される場合

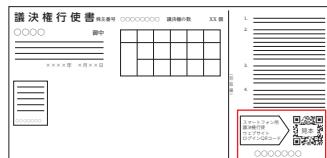


行使期限 2019年6月20日(木曜日) 午後5時30分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイト
にログインすることができます。

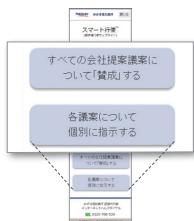
- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要政策と位置づけ、長期的な安定配当を維持するとともに、脱請負事業など今後の事業展開に備えるための内部留保の充実に努め、業績動向等も勘案の上、利益配分を行うことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、1株につき前期に対して4円増配した20円といたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金 **20円**

及びその総額

総額 **3,927,139,080円**

剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金

16,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金

16,000,000,000円

<ご参考>

配当金の推移

(単位：円)



第2号議案

取締役12名選任の件

現在の取締役13名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、取締役会における戦略的かつ機動的な意思決定を促進するため、取締役を1名減員し、指名委員会の答申を踏まえて、新たに取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	属性
1	福田 幸二郎	代表取締役副会長	再任
2	前田 操 治	代表取締役社長・執行役員社長	再任
3	関本 昌 吾	取締役専務執行役員 営業企画担当	再任
4	足立 宏 美	取締役専務執行役員 安全管掌	再任
5	近藤 清 一	取締役専務執行役員 営業企画担当	再任
6	今泉 保 彦	取締役専務執行役員 建築事業本部長	再任
7	岐部 一 誠	取締役常務執行役員 経営企画担当 兼 事業戦略本部長	再任
8	大川 尚 哉	取締役常務執行役員 CSV担当 兼 技術統括 兼 建築事業本部副本部長 (技術担当) 兼 土木事業本部副本部長 (技術担当)	再任
9	中島 信 之	取締役常務執行役員 CSR・環境担当 兼 経営管理本部長	再任
10	中西 隆 夫	常務執行役員 土木事業本部長	新任
11	土橋 昭 夫	社外取締役	再任 社外 独立
12	幕田 英 雄		新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1



再任

ふくた こうじろう
福田 幸二郎 (1950年3月31日生)

所有する当社の株式数……49,649株
取締役在任年数……………17年
取締役会出席状況…25/25回(100%)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1973年4月	前田建設工業株式会社入社	2008年6月	常務執行役員、財務管掌
1998年6月	経営管理本部経理(現、財務)部長	2009年4月	専務執行役員
2000年6月	執行役員	2009年4月	経営管掌
2002年4月	経営管理本部副本部長	2012年4月	執行役員副社長
2002年6月	取締役	2013年4月	代表取締役
2006年4月	常務執行役員、財務担当	2014年4月	代表取締役副社長
2007年1月	専務執行役員、経営管理本部長、調達本部長	2014年4月	安全管掌
		2019年4月	代表取締役副会長、現在に至る

取締役候補者とした理由

当社における豊富な職務経験と財務・経理に関する高い知見を有していることから、代表取締役として当社グループの経営の推進に適任であると判断し、引き続き、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

2



再任

まえだ そうじ
前田 操治 (1967年12月6日生)

所有する当社の株式数……96,021株
取締役在任年数……………17年
取締役会出席状況…25/25回(100%)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1997年4月	前田建設工業株式会社入社	2009年4月	飯田橋再開発PJ担当
2000年4月	関東(現、東京建築)支店副支店長	2010年1月	エネルギー管掌
2002年6月	取締役、常務執行役員	2011年4月	関西支店長
2004年6月	専務執行役員	2014年4月	営業管掌
2004年11月	建築本部長	2016年4月	代表取締役社長、執行役員社長、現在に至る
2007年1月	T.P.Mプロジェクトリーダー		
2008年6月	T.P.M担当、建築事業本部営業推進担当		

取締役候補者とした理由

当社における豊富な職務経験があり、また、代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、当社グループを強力に牽引していることから、引き続き、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

3



再任

せきもと しょうご
関本 昌吾 (1957年11月6日生)

所有する当社の株式数…… 14,052株
取締役在任年数…… 7年
取締役会出席状況… 25/25回(100%)

略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)

2003年 6月	株式会社三井住友銀行静岡法人営業部長	2008年 4月	同行執行役員本店営業第一部長
2005年 6月	同行法人戦略営業第一部長	2011年 4月	同行常務執行役員本店営業本部本店営業第三、第四、第六部担当
2006年 4月	同行投資銀行統括部長兼本店上席調査役株式会社三井住友フィナンシャルグループインベストメント・バンキング統括部長	2012年 5月	前田建設工業株式会社顧問
		2012年 6月	取締役、専務執行役員、営業企画担当、現在に至る

取締役候補者とした理由

大手金融機関における営業、企画、投資銀行業務等の幅広い職務経験を有していることから、それらの豊富な経験や見識を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き、取締役候補者としたしました。

候補者
番号

4



再任

あだち ひろみ
足立 宏美 (1955年4月15日生)

所有する当社の株式数…… 14,852株
取締役在任年数…… 6年
取締役会出席状況… 25/25回(100%)

略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)

1978年 4月	前田建設工業株式会社入社	2013年 4月	常務執行役員
2004年 4月	九州支店土木部長	2013年 4月	土木事業本部長
2010年10月	九州支店副支店長	2013年 6月	取締役、現在に至る
2011年 4月	土木事業本部土木部長	2015年 4月	専務執行役員、現在に至る
2012年 4月	執行役員、土木事業本部副本部長	2016年 4月	安全管掌、現在に至る

取締役候補者とした理由

当社における豊富な実務経験と土木事業及び安全に関する幅広い知見を有していることから、それらを経営に活かすことができると判断し、引き続き、取締役候補者としたしました。

候補者
番号

5



再任

こん どう せい いち
近藤 清一 (1960年9月6日生)

所有する当社の株式数…… 10,852株
取締役在任年数…………… 4年
取締役会出席状況… 25/25回(100%)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

2006年 7月	株式会社みずほ銀行五反田支店長	2013年 4月	同行常務執行役員営業担当役員
2008年 4月	同行人事部長	2015年 5月	前田建設工業株式会社顧問
2010年 4月	同行執行役員人事部長	2015年 6月	取締役、専務執行役員、営業企画担当、現在に至る
2011年 4月	同行執行役員小舟町支店長		

取締役候補者とした理由

大手金融機関における企画、人事、営業等の豊富な職務経験と幅広い見識を有していることから、それらの経験や見識を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

6



再任

いま いずみ やす ひこ
今泉 保彦 (1957年10月18日生)

所有する当社の株式数…… 15,652株
取締役在任年数…………… 2年
取締役会出席状況… 24/25回(96%)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1981年 4月	前田建設工業株式会社入社	2013年 6月	常務執行役員
2003年 4月	建築本部建築営業第三部長	2014年 4月	中部支店長
2010年 4月	執行役員、建築事業本部企画推進部長	2016年 4月	東京建築支店長
2011年 4月	建築事業本部海外(建築)担当、海外部長	2017年 4月	取締役、専務執行役員、建築事業本部長、現在に至る
2012年 4月	海外事業本部副本部長、建築事業本部営業担当	2017年 6月	取締役、現在に至る

取締役候補者とした理由

当社における豊富な職務経験及び建築事業本部長として部門を統括してきた実績を踏まえ、今後の当社建築事業の持続的な成長への基盤づくりに適任であると判断し、引き続き、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

7



再任

き べ か ず な り
岐部 一誠 (1961年4月25日生)

所有する当社の株式数…… 15,343株
 取締役在任年数…………… 3年
 取締役会出席状況… 24/25回(96%)

略歴、当社における地位及び担当
 (重要な兼職の状況)

1986年4月	前田建設工業株式会社入社	2013年4月	事業戦略室長
2007年1月	経営管理本部総合企画部長	2014年4月	常務執行役員、現在に至る
2009年4月	経営管理本部副本部長	2016年4月	事業戦略本部長、現在に至る
2010年1月	執行役員、土木事業本部副本部長	2016年6月	取締役、現在に至る
2010年1月	経営企画担当、現在に至る		

取締役候補者とした理由

当社の経営企画部門における豊富な職務経験及び事業戦略本部長として部門を統括してきた実績等を踏まえ、当社の中長期経営計画の推進に適任であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

8



再任

お お か わ な お や
大川 尚哉 (1959年8月24日生)

所有する当社の株式数…… 10,643株
 取締役在任年数…………… 3年
 取締役会出席状況… 25/25回(100%)

略歴、当社における地位及び担当
 (重要な兼職の状況)

1982年4月	前田建設工業株式会社入社	2015年4月	C S R・環境担当、土木事業本部設計・技術統括
2009年4月	C S R・環境部長	2016年4月	C S V担当
2010年1月	経営管理本部総合企画部長	2016年4月	技術統括、建築事業本部副本部長(技術担当)、土木事業本部副本部長(技術担当)、現在に至る
2011年4月	土木事業本部土木設計・技術部長、技術研究所副所長	2016年6月	取締役、現在に至る
2013年4月	執行役員、技術担当	2017年4月	C S V管掌
2014年4月	技術研究所長、土木事業本部設計・技術統括部長	2018年4月	C S V担当、現在に至る
2015年4月	常務執行役員、現在に至る		

取締役候補者とした理由

当社の技術関連部門における豊富な職務経験並びに幅広い知見を有していること、また、C S Vの担当としても当社の中長期経営計画の推進に適任であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

9



再任

なかしま のぶ ゆき
中島 信之 (1961年3月3日生)

所有する当社の株式数…… 12,643株
取締役在任年数…… 2年
取締役会出席状況… 25/25回(100%)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1983年 4月	前田建設工業株式会社入社	2016年 4月	常務執行役員、現在に至る
2010年 4月	経営管理本部財務部長	2017年 4月	C S R・環境担当、経営管理本部 長、現在に至る
2014年 4月	執行役員、財務担当、経営管理本部 副本部長	2017年 6月	取締役、現在に至る
2014年 6月	経営管理本部管理部長		

取締役候補者とした理由

当社における管理部門全般の責任者としての豊富な経験と財務等の高い知見を、取締役として経営に活かすことができると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

10



新任

なかにし たか お
中西 隆夫 (1958年8月11日生)

所有する当社の株式数…… 8,892株
取締役在任年数…… 1年
取締役会出席状況… -/-回(-%)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1981年 4月	前田建設工業株式会社入社	2016年 4月	常務執行役員、現在に至る
2011年 4月	九州支店土木部長	2019年 4月	土木事業本部長、現在に至る
2013年 4月	土木事業本部土木部長		
2014年 4月	執行役員、土木事業本部副本部長		

取締役候補者とした理由

当社における豊富な実務経験と土木事業における幅広い知見を有していることから、今後の当社土木事業の持続的な成長への基盤づくりに適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

11



再任 社外 独立

ど ばし あき お
土橋 昭夫 (1949年1月2日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
社外取締役在任年数…………… 2年
取締役会出席状況… 24/25回(96%)

略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)

2003年12月 ニチメン株式会社代表取締役社長、CEO
2004年4月 双日株式会社代表取締役社長
2007年4月 双日株式会社代表取締役会長
2015年6月 O S J B ホールディングス株式会社社外取締役
2016年3月 キヤノンマーケティングジャパン株式会社社外取締役、現在に至る
2017年6月 前田建設工業株式会社社外取締役、現在に至る

(重要な兼職の状況) キヤノンマーケティングジャパン株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の業務執行の監督と経営全般に助言をいただくため、引き続き、社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

12



新任 社外 独立

まく た ひで お
幕田 英雄 (1953年2月6日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
社外取締役在任年数…………… 一年
取締役会出席状況… -/-回(-%)

略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)

1978年4月 検事任官
2011年9月 最高検察庁刑事部長
2012年7月 公正取引委員会委員
2017年9月 弁護士登録、現在に至る
長島・大野・常松法律事務所顧問、現在に至る

(重要な兼職の状況) 長島・大野・常松法律事務所 顧問 弁護士

社外取締役候補者とした理由

検事及び弁護士としての専門的見地並びに経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 土橋昭夫及び幕田英雄の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は東京証券取引所に対し、土橋昭夫及び幕田英雄の両氏を独立役員として届け出ており、本議案が承認された場合、東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役候補者が過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと当社が判断した理由について
幕田英雄氏につきましては、検事及び弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげており、また、経営に関する幅広い見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断します。
4. 責任限定契約について
当社は、土橋昭夫氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定です。また、幕田英雄氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定です。

第3号議案

監査役5名選任の件

現在の監査役5名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、新たに監査役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	属性
1	伊藤 雅規		新任 社外 独立
2	大嶋 義隆	常勤監査役	再任
3	小笠原 四郎	常勤監査役	再任
4	佐藤 元宏	社外監査役	再任 社外 独立
5	篠 連		新任 社外 独立

再任 再任監査役候補者

新任 新任監査役候補者

社外 社外監査役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1



新任

社外

独立

いとう まさのり
伊藤 雅規 (1957年1月27日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
監査役在任年数…………… 一年
取締役会出席状況… -/-回(-%)
監査役会出席状況… -/-回(-%)

略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)

1982年4月	国税庁入庁	2014年7月	金沢国税局長
1989年7月	光税務署長	2016年9月	公益社団法人日本租税研究協会事務総長
2011年7月	関東信越国税局総務部長	2017年5月	公益社団法人日本租税研究協会専務理事
2012年7月	国税庁長官官房監督評価官室長		
2013年6月	沖縄国税事務所長		

社外監査役候補者とした理由

税務の専門家としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役候補者いたしました。

候補者
番号

2



再任

おおしま よし たか
大嶋 義隆 (1954年1月17日生)

所有する当社の株式数…………… 2,000株
監査役在任年数…………… 2年
取締役会出席状況… 25/25回(100%)
監査役会出席状況… 17/17回(100%)

略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)

1978年4月	前田建設工業株式会社入社	2013年4月	フジミコンサルタント株式会社代表取締役社長
2007年1月	土木本部土木技術部長	2017年5月	前田建設工業株式会社顧問
2011年6月	フジミコンサルタント株式会社取締役	2017年6月	監査役(常勤)、現在に至る

監査役候補者とした理由

当社の技術関連部門における専門的な知見、及び企業経営者としての幅広い経験を当社の監査業務に反映することができるかと判断し、引き続き、監査役候補者いたしました。

候補者
番号

3



再任

おがさはら しろう
小笠原 四郎 (1958年1月25日生)

所有する当社の株式数…… 5,000株
監査役在任年数…… 4年
取締役会出席状況… 25/25回(100%)
監査役会出席状況… 17/17回(100%)

略歴、当社における地位
(重要な兼職の状況)

1980年4月	前田建設工業株式会社入社	2009年4月	経営管理本部管理部長
2005年4月	経営管理本部管理部総務グループ 担当部長	2014年6月	経営管理本部理事
2008年6月	経営管理本部管理部総務・秘書グループ長	2015年6月	監査役(常勤)、現在に至る

監査役候補者とした理由

当社の管理部門における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映することができると判断し、引き続き、監査役候補者としていたしました。

候補者
番号

4



再任 社外 独立

さとう もとひろ
佐藤 元宏 (1947年2月21日生)

所有する当社の株式数…… 0株
監査役在任年数…… 8年
取締役会出席状況… 25/25回(100%)
監査役会出席状況… 17/17回(100%)

略歴、当社における地位
(重要な兼職の状況)

1974年10月	監査法人千代田事務所入所	2011年7月	佐藤元宏事務所所長、現在に至る
1987年1月	新光監査法人社員	2015年3月	株式会社不二家社外監査役、現在に至る
1993年9月	中央新光監査法人代表社員	2016年9月	ウエルネット株式会社社外監査役
1997年5月	中央監査法人評議員	2017年9月	ウエルネット株式会社社外取締役 (監査等委員)、現在に至る
2005年9月	中央青山監査法人理事長代行		
2008年9月	新日本有限責任監査法人(現、EY 新日本有限責任監査法人)常務理事		
2011年6月	前田建設工業株式会社社外監査役 (非常勤)、現在に至る		

(重要な兼職の状況) 佐藤元宏事務所 所長
株式会社不二家 社外監査役
ウエルネット株式会社 社外取締役(監査等委員)

社外監査役候補者とした理由

公認会計士としての専門的見地並びに監査法人での豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、引き続き、社外監査役候補者としていたしました。

候補者
番号

5

しの
篠
れん
連 (1957年2月26日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
監査役在任年数…………… 一年
取締役会出席状況… -/-回(-%)
監査役会出席状況… -/-回(-%)



新任

社外

独立

略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)

1989年4月	弁護士登録、現在に至る	2016年6月	シナネンホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)、現在に至る
1990年1月	光和総合法律事務所設立に参加		
1993年4月	光和総合法律事務所パートナー弁護士、現在に至る	2018年6月	高島株式会社社外取締役(監査等委員)、現在に至る

(重要な兼職の状況) 光和総合法律事務所 パートナー 弁護士
シナネンホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)
高島株式会社 社外取締役(監査等委員)

社外監査役候補者とした理由

弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
- 伊藤雅規、佐藤元宏及び篠連の3氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は東京証券取引所に対し、伊藤雅規、佐藤元宏及び篠連の3氏を独立役員として届け出ており、本議案が承認された場合、東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
 - 社外監査役候補者が過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと当社が判断した理由について
 - 伊藤雅規氏につきましては、長年にわたり国税行政の実務経験を培われているとともに、会社財務・税務に精通しており、会社経営に関する十分な見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断します。
 - 佐藤元宏氏につきましては、公認会計士として長年にわたり会計監査の実務経験を培われているとともに、専門的知見並びに企業会計に関する豊富な経験を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断します。
 - 篠連氏につきましては、弁護士として長年にわたり法律実務経験を培われているとともに、経営に関する幅広い知識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断します。
 - 責任限定契約について
当社は、大嶋義隆、小笠原四郎及び佐藤元宏の3氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合、3氏との間で当該契約を継続する予定です。また、伊藤雅規氏及び篠連氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定です。

第4号議案

取締役及び監査役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年6月24日開催の第71回定時株主総会において、年額480百万円以内（うち社外取締役分60百万円以内）とご承認いただいております。また、当社の監査役の報酬等の額は、2010年6月25日開催の第65回定時株主総会において、年額84百万円以内とご承認いただいております。このたび当社では、経営環境や経済情勢等の変化、及び当社の属する業界の市場報酬水準を客観的に把握し、取締役及び監査役の員数の状況を含め総合的に勘案した結果、取締役の報酬等の額を年額650百万円以内（うち社外取締役分80百万円以内）、監査役の報酬等の額を年額90百万円以内と改定させていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬等の額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は13名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案（取締役12名選任の件）が原案どおり承認されますと、取締役は12名（うち社外取締役2名）となります。また、現在の監査役は5名（うち社外監査役3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認された場合も監査役の員数に変更はありません。

なお、今般の取締役の報酬等の額の改定につきましては、半数以上を社外取締役及び社外監査役で構成される報酬委員会での審議及び答申を踏まえ、取締役会において決定しております。

取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

当社は、2018年6月22日開催の第73回定時株主総会において、2016年6月24日開催の第71回定時株主総会においてご承認をいただきました当社取締役の報酬枠とは別枠として、当社取締役（社外取締役である者を除きます。以下、断りが無い限り、本議案において同じとします。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬枠を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間につき年額84百万円以内とする旨のご承認をいただき今日に至っておりますが、本株主総会での承認を条件として、上記決議に係る取締役の報酬枠の内、ご承認をお願いしております第4号議案「取締役及び監査役の報酬等の額改定の件」を勘案の上、27百万円を廃止し、廃止した報酬枠に対応する後継制度として、当社の取締役及び執行役員（以下、「対象取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いしたいと存じます。

本議案は、対象取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、当社対象取締役等の企業価値向上に対するインセンティブを強化するとともに、株主の皆様と一層の価値共有をすすめることを目的としております。当社としては、係る目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、ご承認をお願いしております第4号議案「取締役及び監査役の報酬等の額改定の件」でお諮りいたします報酬等の額（年額650百万円以内（うち社外取締役分として年額80百万円以内）。ただし、使用人兼取締役の使用人部分の給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記「本制度に係る報酬等の額及び参考情報」の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は11名ですが、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は10名となります。

<本制度に係る報酬等の額及び参考情報>

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象取締役等に対して、当社が定める役員等株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社の各中期経営計画期間（下記(4)において定義する「対象期間」と同じになります。）終了後の一定時期となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役である者は本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託期間

2019年8月（予定）から本信託が終了するまでといたします。なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員等株式給付規程の廃止等により終了します。

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、第75期事業年度から第77期事業年度までの3事業年度に対応する中期経営計画期間（以下、当該3事業年度を「当初対象期間」といいます。また、当初対象期間の経過後に開始する中期経営計画期間を「次期以降対象期間」といいます。）及びその後の各次期以降対象期間（以下、「当初対象期間」と「次期以降対象期間」とをあわせて「対象期間」といいます。）を対象として本制度を導入し、対象取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

当社が、各対象期間につき、本信託に拠出することができる金額の上限は、当該対象期間としてあらかじめ取締役会が定めた数の事業年度数に240百万円（うち、取締役分として114百万円）を乗じた額とします。このため、当初対象期間に関しては、720百万円（うち、取締役分として342百万円）が拠出額の上限となります。

ただし、次期以降対象期間に係る追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、上述の上限額から、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）を控除した額をもって、当該次期以降対象期間に関し、当社が本信託に追加拠出することができる金銭の上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、1,200,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 対象取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

対象取締役等には、各事業年度に関して、役員等株式給付規程に基づき役位及び単年度の業績達成度等を勘案して算出し、原則として毎年の定時株主総会に付与されるポイント（以下、「年次ポイント」といいます。）並びに中期経営計画期間に関して、役員等株式給付規程に基づき役位及び中期経営計画の業績達成度等を勘案して算出し、原則として中期経営計画期間終了直後の定時株主総会に付与されるポイント（以下、「計画終了時ポイント」といいます。）がそれぞれ付与されます。対象取締役等に対し、各対象期間につき付与されるポイント数は、年次ポイントについては、各対象期間としてあらかじめ取締役会が定めた数の事業年度数に240,000ポイント（うち取締役分として114,000ポイント）を乗じたポイントを、計画終了時ポイントについては、中期経営計画期間毎に480,000ポイント（うち取締役分として228,000ポイント）をそれぞれ合計したポイント数を上限とします。このため、当初対象期間に関しては、1,200,000ポイント（うち取締役分として570,000ポイント）が上限となります。

なお、ポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる対象取締役等のポイント数は、原則として当該対象取締役等に各対象期間につき付与された年次ポイント及び計画終了時ポイントを合計したポイント数とします（以下、このように算定されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

受益者要件を満たした対象取締役等は、原則として各対象期間の終了後、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、対象期間終了後の一定時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員等株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。係る方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

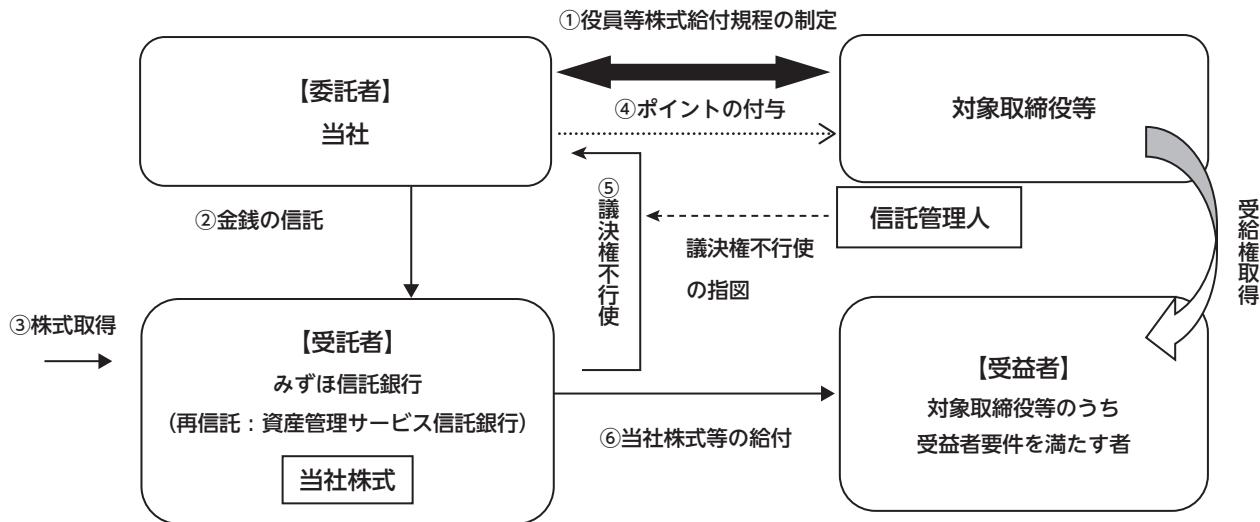
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員等株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員等株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式（上記(7)の記載に従って対象取締役等に給付される株式を除く。）については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ①当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員等株式給付規程」を制定します。
- ②当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④当社は、「役員等株式給付規程」に基づき対象取締役等にポイントを付与します。
- ⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥本信託は、中期経営計画期間終了直後の一定の期日に対象取締役等のうち「役員等株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象取締役等が役員等株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

第6号議案

当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2016年6月24日開催の当社第71回定時株主総会において、株主の皆様から当社株券等の大規模買付行為への対応方針（以下、「現対応方針」といいます。）の承認を得て、同日より発効しております（現対応方針の有効期間は、本総会の終結時までです。）。

今般、当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上の観点から、現対応方針の見直しを行った結果、2019年5月14日開催の当社取締役会において一部を変更し、本総会における出席株主の皆様の議決権の過半数の承認を得て可決されることを条件に、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の継続を決定いたしました。

本対応方針は、「大規模な買付行為の是非は、株主の皆様の判断に委ねられるべき」という考え方を基本に、当社株券等の大規模な買付行為を行う者に対して、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成に必要な情報提供と当社取締役会による一定の評価期間の確保を要請する大規模買付行為に関するルールを設定することで、株主の皆様が大規模な買付行為に応じるか否かにつき適切な判断を行えることを可能としております。

本対応方針の継続にあたっては、その重要性に鑑み、株主の皆様のご意思を確認させていただくことが適切であると考え、本議案において本対応方針継続のご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本対応方針の具体的な内容は、別紙（25頁～37頁）のとおりであります。今回変更した主な内容は次のとおりです。

- (1) 2019年度を初年度とする中長期経営計画の策定に伴う所要の修正
- (2) 任期満了に伴う第三者委員会委員の一部変更
- (3) 本対応方針の継続に伴う所要の修正

(第6号議案の別紙)

当社取締役会が決定した特定株主グループ^(注1)の議決権割合^(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等^(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下、「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。)に対する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)の具体的な内容は下記のとおりです。

なお、本対応方針に対しまして、社外監査役を含む当社監査役5名はいずれも、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)並びに当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて

- ①特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は、
- ②特定株主グループが当社の株券等の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出にあたり、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、第2四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 本対応方針導入の必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。そして、大規模買付行為に際して株主の皆様が当社株式の売却、すなわち大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行っていただくためには、当該判断に必要な十分な情報が提供される必要があります、そのためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から、当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見及び代替案等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

当社は、戦前の困窮期の国家的利益、危急とされていた電力エネルギー需要に貢献するため、「公共の精神」を哲学として創設されました。そして戦後は、日本のダム建設を代表する企業として歩むとともに、青函トンネルや瀬戸大橋に代表される国家的事業への参画、開閉式ドーム、超高層マンションなどの建築分野への進出など活躍の場を拡げ、建設業及びその周辺事業を通じた「真に豊かな社会の創造」に貢献して参りました。

また、当社は創業以来「誠実・意欲・技術」を社是とし、「良い仕事をして顧客の信頼を得る」を創業理念として、品質至上と顧客最優先のもと、顧客と地域社会に信頼感・安心感・満足感を与える品質を提供することを経営の基本方針としております。

なお、当社は2019年に創業100周年を迎えたことを機に、次の100年に向けた永続的な成長を実現するための「新たなMAEDAの企業像」を策定しました。そして、この新たな挑戦を着実に実行するため、次の10年「NEXT10」で目指す姿を描くとともに、そのロードマップを策定いたしました。

新たなMAEDAが「NEXT10」で目指す姿とは、請負と脱請負の融合による「総合インフラサービス企業」への転換であります。この「総合インフラサービス企業」とは、請負を軸とした上下流すべての事業領域を拡大・強化することで利益の源泉であるエンジニアリング力をさらに強化しつつ、脱請負を軸としたあらゆるプロジェクトへの対応・拡大による新たな建設サービスの発展を目指すものです。そして、その実現により「あらゆるステークホルダーから信頼獲得を実現する企業」の達成を目指して参ります。

さらに、次の100年「NEXT100」を見据えた新たなMAEDAの挑戦は、永続的成長に向けて安定かつ高収益体質を構築するとともに、世界中の社会課題を解決することで、すべてのステークホルダーからの信頼獲得に照準を合わせて参ります。

この実現のため、2019年度を初年度とする3か年の中期経営計画「Maeda Change 1st Stage '19-'21」を策定いたしました。

当中長期経営計画における目指す姿及び重点施策は、以下の通りです。

I. 「NEXT100」で目指す新たなMAEDAの企業像

CSV経営の継続の実施により、下記の項目の実現を目指します。

- ・永続的な成長
- ・安定かつ高収益体質
- ・すべてのステークホルダーからの信頼
- ・世界中の社会課題の解決

II. 「NEXT10」で目指す姿

「NEXT100」からのバックキャストिंगにより、下記の姿を目指します。

- ①請負と脱請負の融合による、総合インフラサービス企業
- ②経営基盤の強化による、あらゆるステークホルダーから信頼獲得を実現する企業

III. 「NEXT10」における重点施策

10年後の目指す姿を実現するため、下記の項目を重点施策に掲げています。

- ①生産性改革：付加価値生産性No.1の実現
- ②脱請負事業の全社的推進：建設事業との融合による新たなビジネスモデルへの進化
- ③体質改善：持続的成長を遂げる企業体質・文化への昇華

IV. 「Maeda Change 1st Stage '19-'21」における重点施策

「NEXT10」における重点施策を実現するため、1st Stageである最初の3か年では、下記の項目に取り組めます。

- ①生産性改革：付加価値生産性向上への基盤構築
- ②脱請負事業の全社的推進：新たなステージへの挑戦に向けた脱請負事業の拡大
- ③体質改善：新たな企業文化への変革に向けた土台構築

以上の重点施策に基づいた中長期経営計画の推進は、当社のステークホルダーの皆様にもたらすものと考えておりますが、そのためには中長期的な観点から安定的に事業経営を行うことが必須であると考えます。また、これらの重点施策の実行には、当社が長年にわたり築きあげてきた顧客、従業員、取引先並びに地域社会等との良好な関係が維持されることが必要不可欠です。これらに関する十分な理解並びに国内外の顧客・従業員・取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解なくして、当社の企業価値を適正に判断することは困難です。

従いまして、大規模買付行為が突然なされたときに、当該行為が株主全体の利益に資するかどうかを株主の皆様が短期間のうちに適切に判断されるためには、当該行為が当社に与える影響や、大規模買付者が当社の経営に参画したときの経営方針、経営戦略並びに事業計画の内容等の必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、さらには当社取締役会が当該行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えております。そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が上記の考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、株主全体の利益及び当社企業価値の保護に資するものと考え、以下のとおり大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めることといたしました。

また、当該ルールをあらかじめ設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定しない場合に比べて、大規模買付者の予見可能性を確保するとともに、当社及び株主の利益となるような大規模買付行為に対してまで、萎縮的効果を及ぼす事態を未然に防止できることにもなると考えております。

なお、本対応方針は、2005年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の3つの原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）に準拠し、かつ、2008年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものです。

2. 本対応方針の内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、

- ①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、
 - ②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、
- というものであり、具体的には以下のとおりです。

（1）意向表明書の提出

大規模買付者には大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役に大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

（2）情報の提供

当該大規模買付者から、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、上記(1)の意向表明書を受領した後10営業日以内に、適宜提出期限を定めた上、提供していただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。また、当社取締役会は、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは当社株主の皆様への判断又は取締役会としての意見形成のためには不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して適宜提出期限を定めた上、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報について、当社株主の皆様への判断のために必要であると認める場合には適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

なお、本必要情報のリストの一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループの詳細（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容
- ③当社株式の買付対価の算定根拠
- ④当社株式の買付資金の裏付け
- ⑤当社の経営に参画した後に想定している経営方針、経営戦略、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

(3) 当社取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価・検討の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対して本必要情報の提供を完了した後、

- ①対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株券等のすべての買付の場合は60日間
- ②その他の大規模買付行為の場合は90日間

を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明すること、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社取締役会が、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと判断した場合には、当社取締役会は、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策をとることがあります。

具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
- ②会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合
- ⑤買付者の提示する当社株式の買取方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収）

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の発行等、法令及び当社定款により認められる対抗措置をとり、当該大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置は、当社取締役会がその時点で最も適切と判断したものを選択することとします。

なお、具体的な対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は添付1「新株予約権の概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

4. 対抗措置の公平さを担保するための手続き

(1) 第三者委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、及び対抗措置をとるか否かの判断については、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の公正性、合理性並びに客観性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、第三者委員会を設置いたします。第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役又は社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者等）から選任することとし、選任した委員の氏名・略歴につきましては速やかに開示します。また、委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される取締役会の終了時に満了するものとします。ただし、期間終了の1か月前までに当社又は委員から相手方に別段の書面による通知をしない限り、さらに1年間自動的に延長されるものとします。なお、本対応方針の第三者委員会委員の氏名及び略歴は添付2「第三者委員会委員の氏名及び略歴」のとおりです。

(2) 取締役会が対抗措置を発動する場合の手続き

取締役会は、対抗措置発動の是非を決定するときは、第三者委員会に対し諮問し、第三者委員会の勧告を受けるとします。第三者委員会は、当社の費用で、当社取締役会が助言を受けた者とは異なる外部専門家等の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に第三者委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。なお、具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択し、第三者委員会の勧告を受けた上で決定することとしますが、選択した対抗措置の内容によっては、法令及び定款の定めに従って株主総会で決議を求めると、あるいは第三者委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主承認を求めることがあります。

(3) 対抗措置の発動を停止する場合の手続き

当社取締役会が対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、第三者委員会の勧告を十分尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。

5. 株主・投資家に及ぼす影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に及ぼす影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様を提供し、さらには当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を行うことが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に及ぼす影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値並びに株主共同の利益を守ることを目的として、法令及び当社定款により認められる対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置のしくみ上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者、及び明らかに当社株主の共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者は除きます。）が法的権利又は経済的側面において損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、株主割当による新株予約権の発行に際し、当社株主の皆様には新株予約権の取得後、所定の期間内に行使価額の払込みを完了していただく必要があります。係る手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになったときに、法令及び証券取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。ただし、当社株主の皆様が新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する割当期日までに、株主名簿に記録される必要があります。また、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要があります。

また、第三者委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主・投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会終結時から2022年6月開催予定の当社第77回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当社株主総会の決議をもって本対応方針の廃止を決定した場合には、上述の有効期間中であっても本対応方針を廃止することができますし、取締役会が廃止を決定することによっても、本対応方針はその決定の日をもって失効します。本対応方針の廃止を決定した場合、当社取締役会はその旨を速やかにお知らせします。

また、本対応方針の有効期間中において、企業価値向上、ひいては株主共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その変更の内容を速やかにお知らせします。

なお、本対応方針の有効期間は当社第77回定時株主総会の終結の時までの約3年間ですが、上述のとおり、有効期間中に当社株主総会又は取締役会の決議により本対応方針を廃止することもできますので、約3年間という有効期間は本対応方針の適否を株主様にご判断頂く期間として相当であると思料します。また、本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者は、自己が指名し、株主総会で選任された取締役によって構成される当社取締役会の決議により、本対応方針を廃止することができます。従って、本対応方針はデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。）ではありません。また、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）でもありません。

以 上

(添付1)

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件等

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

また、上記の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。なお、新株予約権の行使が認められない者が保有する新株予約権を当社が取得する場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

(添付2)

第三者委員会委員の氏名及び略歴

渡邊 顯 (わたなべ あきら)

略歴：1973年4月 弁護士登録（現任）
1989年4月 成和共同法律事務所代表
2006年11月 株式会社ファーストリテイリング社外監査役
2007年6月 前田建設工業株式会社社外取締役（現任）
2007年6月 株式会社角川グループホールディングス
（現、カドカワ株式会社）社外監査役（現任）
2010年4月 MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
社外取締役
2013年3月 ダンロップスポーツ株式会社社外取締役
2018年9月 法律事務所Comm&Pathパートナー（現任）

渡邊 顯氏と当社間に特別の利害関係はありません。

土橋昭夫 (どばし あきお)

略歴：2003年12月 ニチメン株式会社代表取締役社長、CEO
2004年4月 双日株式会社代表取締役社長
2007年4月 双日株式会社代表取締役会長
2015年6月 O S J Bホールディングス株式会社社外取締役
2016年3月 キヤノンマーケティングジャパン株式会社社外取締役（現任）
2017年6月 前田建設工業株式会社社外取締役（現任）

土橋昭夫氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であり、本株主総会第2号議案で再任をお願いする社外取締役候補者であります。なお、同氏と当社間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対し、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

幕田英雄（まくた ひでお）

略歴：1978年4月 検事任官
2011年9月 最高検察庁刑事部長
2012年7月 公正取引委員会委員
2017年9月 弁護士登録（現任）
長島・大野・常松法律事務所顧問（現任）

幕田英雄氏は、本株主総会第2号議案で選任をお願いする当社社外取締役候補者であり、本議案が承認された場合、会社法第2条第15号に規定される社外取締役となる予定です。なお、同氏と当社間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対し、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

伊藤雅規（いとう まさのり）

略歴：1982年4月 国税庁入庁
1989年7月 光税務署長
2011年7月 関東信越国税局総務部長
2012年7月 国税庁長官官房監督評価官室長
2013年6月 沖縄国税事務所長
2014年7月 金沢国税局長
2016年9月 公益社団法人日本租税研究協会事務総長
2017年5月 公益社団法人日本租税研究協会専務理事

伊藤雅規氏は、本株主総会第3号議案で選任をお願いする当社社外監査役候補者であり、本議案が承認された場合、会社法第2条第16号に規定される社外監査役となる予定です。なお、同氏と当社間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対し、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

佐藤元宏（さとう もとひろ）

略歴：1974年10月 監査法人千代田事務所入所
1987年 1 月 新光監査法人社員
1993年 9 月 中央新光監査法人代表社員
1997年 5 月 中央監査法人評議員
2005年 9 月 中央青山監査法人理事長代行
2008年 9 月 新日本有限責任監査法人（現、EY新日本有限責任監査法人）常務理事
2011年 6 月 前田建設工業株式会社社外監査役（非常勤）（現任）
2011年 7 月 佐藤元宏事務所所長（現任）
2015年 3 月 株式会社不二家社外監査役（現任）
2016年 9 月 ウェルネット株式会社社外監査役
2017年 9 月 ウェルネット株式会社社外取締役（現任）

佐藤元宏氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、本株主総会第3号議案で再任をお願いする社外監査役候補者であります。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対し、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

篠 連（しの れん）

略歴：1989年 4 月 弁護士登録（現任）
1990年 1 月 光和総合法律事務所設立に参加
1993年 4 月 光和総合法律事務所パートナー弁護士（現任）
2016年 6 月 シナネンホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2018年 6 月 高島株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

篠 連氏は、本株主総会第3号議案で選任をお願いする当社社外監査役候補者であり、本議案が承認された場合、会社法第2条第16号に規定される社外監査役となる予定です。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対し、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

以 上

(提供書面)

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出・生産の一部に弱さがみられるものの、個人消費の持ち直しや雇用情勢の改善を背景に、景気は緩やかな回復が続きました。

建設業界におきましては、公共投資が弱含んでいるものの、企業の設備投資は堅調に推移しており、安定した受注環境が続きました。

このような状況のなかで、当社は、当連結会計年度を最終年度とする中期経営計画「Maeda JUMP'16~'18」の達成に向けて、請負事業の更なる収益力強化やコンセッション事業・再生可能エネルギー事業を重点とする「脱請負」の拡大に取り組むとともに、社会的課題の解決を実現する「CSV経営」を推し進めてまいりました。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は前期比5.2%増の4,920億円余、営業利益は建設事業部門が堅調であったことにより359億円余となり、経常利益は383億円余となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、239億円余となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

建設事業
(建築事業及び
土木事業)

売上高
436,264百万円
(前期比6.5%増)

当社グループの建設事業の売上高は前期比6.5%増の4,362億円余となり、セグメント利益につきましては、国内建築工事が一部資材供給の影響から工期厳守の対応費用が増加したものの、土木工事の設計変更の獲得などにより、前期比4.2%増の304億円余となりました。

当社グループの建設事業は、大半は当社が占めており、当社の受注高につきましては、建築事業は国内官公庁工事の受注が増加したことなどにより、前期比11.4%増の2,471億円余、土木事業は国内官公庁工事及び国内民間工事の大型工事受注などにより、前期比20.9%増の1,784億円余、受注高合計は前期比15.2%増の4,256億円余となりました。

なお、官民別比率は、官公庁工事31.0%、民間工事69.0%でございます。



当社の主な受注工事は次のとおりであります。

発注者 (敬称略)	工事名	工事場所
東池袋四丁目2番街区地区市街地再開発組合	東池袋四丁目2番街区地区市街地再開発事業に伴う施設建築物新築工事	東京都
中日本高速道路(株)	東京外かく環状道路 東名ジャンクション換気所地下工事	東京都
(株)フジキカイ	フジキカイ新事業所建設工事	愛知県
西日本旅客鉄道(株)	北陸幹第1南福井高架新設他工事	福井県
福岡地所(株)	(仮称)天神ビジネスセンター新築工事	福岡県

当社の売上高(完成工事高)につきましては、建築事業が前期比7.1%増の2,451億円余、土木事業が前期比8.9%増の1,534億円余、売上高合計は前期比7.8%増の3,986億円余となりました。これにより手持工事高(次期繰越高)は前期比4.7%増の5,950億円余となっております。

当社の主な完成工事は次のとおりであります。

発注者 (敬称略)	工事名	工事場所
八峰風力開発(株)	八峰風力発電所 建設工事	秋田県
首都圏リース(株)	(仮称)春日部市下柳物流センター新築工事	埼玉県
住友不動産(株)	(仮称)麹町一丁目計画新築工事	東京都
農林水産省中国四国農政局	吉野川下流域農地防災事業第十幹線水路(1工区その3)建設工事	徳島県
筑紫野市	筑紫野市庁舎建設事業	福岡県

製造事業

売上高
36,484百万円
(前期比3.9%減)

製造事業は、建設機械の製造を中心に展開しておりますが、建設機械関連の商品の販売及び関連サービス事業が堅調に推移したものの、クレーンなどの産業機械関連商品の販売が減少したことなどにより、売上高は前期比3.9%減の364億円余となり、セグメント利益につきましては20億円余となりました。



インフラ運営事業

売上高
17,773百万円
(前期比7.0%増)

インフラ運営事業は、再生可能エネルギー事業及びコンセッション事業を中心に展開しており、子会社の新規連結などにより、売上高は前期比7.0%増の177億円余となり、セグメント利益につきましては33億円余となりました。



その他

売上高
1,564百万円
(前期比53.3%減)

その他の事業においては、不動産事業を中心に展開しており、売上高は前期比53.3%減の15億円余となり、セグメント利益につきましては6億円余となりました。



[当社の部門別受注高・売上高及び次期繰越高]

(単位：百万円)

区分	前期繰越高	当期受注高	計	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建築事業	247,186	548,296	245,190	303,105
	土木事業	267,031	178,423	153,464	291,991
	小計	568,141	425,610	993,751	398,654
インフラ運営事業	—	1,039	1,039	1,039	—
不動産事業	249	1,441	1,690	1,578	111
合計	568,390	428,091	996,481	401,273	595,208

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度中の設備投資の総額は183億円余であります。このうち主なものは、事業用設備等（技術研究所）の新設であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりませんが、主要取引金融機関と総額200億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行き、金融資本市場の変動の影響等について留意する必要がありますが、国内景気は雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。

建設業界におきましては、企業収益の改善や成長分野への対応等を背景に設備投資が増加していくことが期待され、受注環境は引き続き堅調に推移するものと予想されます。

このような状況のなかで、当社は2019年度を初年度とする中期経営計画「Maeda Change 1st Stage'19-'21」を推進するため、重点施策である「生産性改革」「脱請負事業の全社的推進」「体質改善」に全社一丸となって取り組み、更なる社業の発展に努力を重ねる所存でございます。

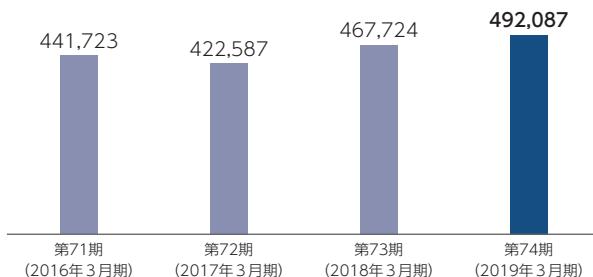
2. 財産及び損益の状況の推移

(1) 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分		第71期	第72期	第73期	第74期 (当期)
売上高	(百万円)	441,723	422,587	467,724	492,087
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	17,505	23,941	23,057	23,952
1株当たり当期純利益	(円)	98.75	132.59	121.35	126.14
総資産	(百万円)	445,239	648,601	685,337	717,630
純資産	(百万円)	164,074	201,511	234,390	252,582

売上高

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



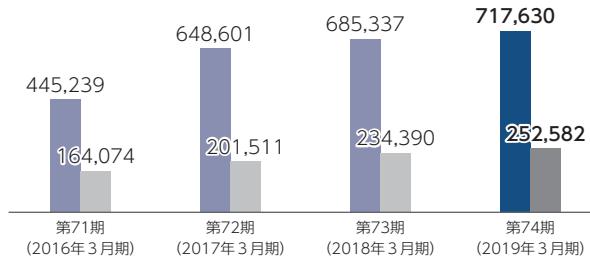
1株当たり当期純利益

(単位：円)



総資産／純資産

(単位：百万円)



(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分		第71期	第72期	第73期	第74期 (当 期)
受注高	(百万円)	388,896	450,196	373,830	428,091
売上高	(百万円)	372,639	338,103	374,232	401,273
当期純利益	(百万円)	12,882	19,024	19,035	20,424
1株当たり当期純利益	(円)	69.60	100.99	96.23	103.31
総資産	(百万円)	359,401	384,268	414,867	455,733
純資産	(百万円)	125,355	151,184	173,618	190,072

3. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社前田製作所	百万円 3,160	% 42.82	建設機械の製造、販売、レンタル
愛知道路コンセッション株式会社	百万円 480	50.00	道路の維持管理、運営業務
匿名組合愛知道路コンセッション	百万円 —	—	同上
株式会社JM	百万円 350	100.00	建物・設備の点検、診断、修繕、改修、 改装
フジミ工研株式会社	百万円 250	50.00	コンクリート二次製品の設計、製造、販売
株式会社エフビーエス・ミヤマ	百万円 100	75.00	建築物のリニューアル及びビルメンテナンス、 地盤改良、各種のボーリングに関する 工事の請負
Thai Maeda Corporation Ltd.	千バーツ 20,000	45.01	建設全般の請負、計画、設計、コンサル 業務
匿名組合五葉山太陽光発電	百万円 —	—	太陽光発電事業
匿名組合美祢太陽光発電	百万円 —	—	太陽光発電事業
匿名組合八峰風力開発	百万円 —	—	風力発電事業

(注) 非連結子会社であった匿名組合八峰風力開発の重要性が増したため、連結子会社としています。

4. 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは、建設事業、製造事業、インフラ運営事業及びそれらに関連する事業を主な事業内容としております。

建設事業の主要会社である当社は、建設業法により、特定建設業者「（特-29）第2655号」として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、当社は宅地建物取引業法により、宅地建物取引業者「（10）第41021号」として東京都知事免許を受けております。

5. 主要な営業所等（2019年3月31日現在）

(1) 当社

本店：東京都千代田区富士見二丁目10番2号
光が丘本社（東京都練馬区）

支店：北海道支店（札幌市）	関西支店（大阪市）
東北支店（仙台市）	中国支店（広島市）
関東支店（さいたま市）	四国支店（高松市）
東京建築支店（東京都千代田区）	九州支店（福岡市）
東京土木支店（東京都千代田区）	沖縄支店（那覇市）
北陸支店（富山市）	国際支店（東京都千代田区）
中部支店（名古屋市）	香港支店（中国）

出張所：バンコック（タイ）、プノンペン（カンボジア）、台湾（台湾）、スリランカ（スリランカ）、米国（米国）、ヤンゴン（ミャンマー）、ジャカルタ（インドネシア）、メキシコ（メキシコ）

駐在員事務所：ハノイ（ベトナム）

技術研究所：ICI総合センター（取手市）

(2) 主要な子会社

株式会社前田製作所（長野県長野市）
愛知道路コンセッション株式会社（愛知県半田市）
匿名組合愛知道路コンセッション（愛知県半田市）
株式会社JM（東京都千代田区）
フジミ工研株式会社（埼玉県比企郡滑川町）
株式会社エフビーエス・ミヤマ（東京都中央区）
Thai Maeda Corporation Ltd.（タイ）
匿名組合五葉山太陽光発電（岩手県大船渡市）
匿名組合美祢太陽光発電（山口県美祢市）
匿名組合八峰風力開発（秋田県山本郡八峰町）

6. 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

(1) 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
建築事業	2,184名	70名
土木事業	1,232	2
製造事業	626	△1
インフラ運営事業	92	22
その他	12	△3
全社(共通)	78	1
合計	4,224	91

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,083名	82名	43.4歳	17.8年

7. 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	19,417百万円
株式会社みずほ銀行	18,525

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

II. 会社の状況

1. 株式に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	635,500,000株
(2) 発行済株式の総数（自己株式を含む）	197,955,682株
(3) 株主数	7,743名
(4) 大株主（上位10名）	

株主名	持株数 千株	持株比率 %
光が丘興産株式会社	24,311	12.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,902	6.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,740	5.47
前田道路株式会社	7,900	4.02
株式会社みずほ銀行	5,100	2.60
株式会社三井住友銀行	4,150	2.11
住友不動産株式会社	3,885	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	3,862	1.97
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,738	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	3,134	1.60

(注) 持株比率は自己株式（1,598,728株）を控除して計算しております。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小原好一	会長
代表取締役社長	前田操治	執行役員社長
代表取締役副社長	福田幸二郎	執行役員副社長
取締役	永尾眞	執行役員副社長
取締役	関本昌吾	専務執行役員、営業企画担当
取締役	足立宏美	専務執行役員、安全管掌、土木事業本部長
取締役	近藤清一	専務執行役員、営業企画担当
取締役	今泉保彦	専務執行役員、建築事業本部長
取締役	岐部一誠	常務執行役員、経営企画担当、事業戦略本部長
取締役	大川尚哉	常務執行役員、CSV担当、技術統括、 建築事業本部 副本部長（技術担当）、 土木事業本部 副本部長（技術担当）
取締役	中島信之	常務執行役員、CSR・環境担当、経営管理本部長
取締役	渡邊顯	法律事務所Comm&Path パートナー 弁護士 カドカワ株式会社 社外監査役
取締役	土橋昭夫	キヤノンマーケティングジャパン株式会社 社外取締役
常勤監査役	徳井豊	
常勤監査役	大嶋義隆	
常勤監査役	小笠原四郎	
監査役	松崎勝	松崎法律事務所 所長 弁護士
監査役	佐藤元宏	佐藤元宏事務所 所長 株式会社不二家 社外監査役 ウエルネット株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役渡邊 顯及び取締役土橋昭夫の両氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役徳井 豊、監査役松崎 勝及び監査役佐藤元宏の3氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役徳井 豊氏は、長年にわたり国税行政の実務を経験し、会社財務及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役佐藤元宏氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計監査人としての実績並びに財務及び会計・税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役渡邊 顯及び取締役土橋昭夫の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

6. 当事業年度中の取締役及び監査役の重要な兼職の異動

氏名	重要な兼職	異動内容	異動年月日
渡邊 顯	MS & ADインシュアランスグループ ホールディングス株式会社 社外取締役	退任（任期満了）	2018年6月25日
	株式会社ファーストリテイリング 社外監査役	退任（任期満了）	2018年11月29日

7. 2019年4月1日付で、小原好一氏は代表取締役会長から代表取締役相談役に、福田幸二郎氏は代表取締役副社長から代表取締役副会長に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役との間には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	渡邊 顯	当事業年度において25回開催された取締役会のうち23回に出席し、弁護士としての専門的見地から、企業法務・経営全般に関する意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の適正性を確保する提言を行っております。
取締役	土橋 昭夫	当事業年度において25回開催された取締役会のうち24回に出席し、経験豊富な企業経営者として、業務執行の経営陣から独立した客観的視点で、経営全般に関する幅広い意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の妥当性を確保する提言を行っております。
監査役	徳井 豊	当事業年度において25回開催された取締役会及び17回開催された監査役会のすべてに出席し、常勤監査役として当社の事業内容についての広い理解に基づいた意見を適宜述べ、当社グループ全体のガバナンスの強化及び監査環境の改善を図る提言を行っております。
監査役	松崎 勝	当事業年度において25回開催された取締役会及び17回開催された監査役会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、当社グループ全体の業務の適正性の確保について、適宜必要な発言を行っております。
監査役	佐藤 元宏	当事業年度において25回開催された取締役会及び17回開催された監査役会のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、財務・会計に関する意見を適宜述べ、当社グループ全体の財務の適正性を確保する提言を行っております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支払人数	支給総額
取締役 (うち社外取締役)	13名 (2名)	533,286,325円 (30,960,000円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	79,260,000円 (44,760,000円)
合計 (うち社外役員)	18名 (5名)	612,546,325円 (75,720,000円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第71回定時株主総会において年額480百万円以内（うち社外取締役分年額60百万円以内）と決議いただいております。なお、使用人分給与は含まれておりません。また、上記報酬枠とは別枠で、2018年6月22日開催の第73回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として年額84百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2010年6月25日開催の第65回定時株主総会において年額84百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度中に役員賞与として役員賞与引当金に計上した額84百万円（取締役11名）。
 - ・譲渡制限付株式による報酬額82百万円（取締役11名）。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付で法人名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	84百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	156百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、Thai Maeda Corporation Ltd.については、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人の当該事業年度に係る監査計画の内容（監査対象部署、監査時間等）、報酬単価及び報酬等の額を検討した結果、相当であると認め、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目                  | 第74期<br>2019年3月31日現在 | 科目                  | 第74期<br>2019年3月31日現在 |
|---------------------|----------------------|---------------------|----------------------|
| <b>(資産の部)</b>       | <b>(717,630)</b>     | <b>(負債の部)</b>       | <b>(465,048)</b>     |
| <b>流動資産</b>         | <b>336,374</b>       | <b>流動負債</b>         | <b>229,152</b>       |
| 現金預金                | 57,949               | 電子記録債務              | 12,193               |
| 受取手形・完成工事未収入金等      | 217,889              | 工事未払金等              | 96,839               |
| 有価証券                | 260                  | 短期借入金               | 24,605               |
| 販売用不動産              | 1,947                | 1年内返済予定のノンリコース借入金   | 1,819                |
| 商品及び製品              | 724                  | 1年内償還予定の社債          | 10,000               |
| 未成工事支出金             | 8,113                | 未払金                 | 8,299                |
| 材料貯蔵品               | 1,070                | 未払法人税等              | 3,848                |
| その他                 | 48,458               | 未成工事受入金             | 27,245               |
| 貸倒引当金               | △39                  | 修繕引当金               | 706                  |
|                     |                      | 賞与引当金               | 4,022                |
|                     |                      | 役員賞与引当金             | 140                  |
|                     |                      | 完成工事補償引当金           | 984                  |
|                     |                      | 工事損失引当金             | 217                  |
| <b>固定資産</b>         | <b>380,653</b>       | 公共施設等運営権に係る負債       | 4,397                |
| <b>有形固定資産</b>       | <b>66,365</b>        | 公共施設等運営事業の更新投資に係る負債 | 2,093                |
| 建物・構築物              | 19,556               | その他                 | 31,739               |
| 機械・運搬具・工具・器具備品      | 23,611               | <b>固定負債</b>         | <b>235,896</b>       |
| 土地                  | 20,542               | 社債                  | 15,000               |
| リース資産               | 1,298                | ノンリコース社債            | 20                   |
| 建設仮勘定               | 1,356                | 長期借入金               | 28,862               |
| <b>無形固定資産</b>       | <b>152,823</b>       | ノンリコース借入金           | 19,099               |
| 公共施設等運営権            | 124,344              | 繰延税金負債              | 9,267                |
| 公共施設等運営事業の更新投資に係る資産 | 25,313               | 退職給付に係る負債           | 18,139               |
| その他                 | 3,165                | 公共施設等運営権に係る負債       | 117,349              |
| <b>投資その他の資産</b>     | <b>161,464</b>       | 公共施設等運営事業の更新投資に係る負債 | 23,399               |
| 投資有価証券              | 154,950              | その他                 | 4,758                |
| 長期貸付金               | 2,589                | <b>(純資産の部)</b>      | <b>(252,582)</b>     |
| 破産更生債権等             | 376                  | <b>株主資本</b>         | <b>213,207</b>       |
| 繰延税金資産              | 564                  | 資本金                 | 28,463               |
| その他                 | 4,987                | 資本剰余金               | 36,798               |
| 貸倒引当金               | △2,003               | 利益剰余金               | 152,170              |
| <b>繰延資産</b>         | <b>603</b>           | 自己株式                | △4,224               |
| <b>資産合計</b>         | <b>717,630</b>       | <b>その他の包括利益累計額</b>  | <b>26,000</b>        |
|                     |                      | その他有価証券評価差額金        | 33,091               |
|                     |                      | 繰延ヘッジ損益             | △17                  |
|                     |                      | 為替換算調整勘定            | 17                   |
|                     |                      | 退職給付に係る調整累計額        | △7,091               |
|                     |                      | <b>非支配株主持分</b>      | <b>13,374</b>        |
|                     |                      | <b>負債純資産合計</b>      | <b>717,630</b>       |

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目                    | 第74期<br>2018年4月1日から<br>2019年3月31日まで |               |
|------------------------|-------------------------------------|---------------|
|                        |                                     |               |
| <b>売上高</b>             |                                     |               |
| 完成工事高                  | 436,264                             |               |
| その他の事業売上高              | 55,823                              | 492,087       |
| <b>売上原価</b>            |                                     |               |
| 完成工事原価                 | 383,102                             |               |
| その他の事業売上原価             | 43,834                              | 426,936       |
| <b>売上総利益</b>           |                                     |               |
| 完成工事総利益                | 53,162                              |               |
| その他の事業総利益              | 11,988                              | 65,150        |
| <b>販売費及び一般管理費</b>      |                                     | 29,205        |
| <b>営業利益</b>            |                                     | <b>35,944</b> |
| <b>営業外収益</b>           |                                     |               |
| 受取利息配当金                | 1,627                               |               |
| 持分法による投資利益             | 3,396                               |               |
| その他                    | 320                                 | 5,344         |
| <b>営業外費用</b>           |                                     |               |
| 支払利息                   | 2,194                               |               |
| 為替差損                   | 93                                  |               |
| その他                    | 638                                 | 2,926         |
| <b>経常利益</b>            |                                     | <b>38,363</b> |
| <b>特別利益</b>            |                                     |               |
| 固定資産売却益                | 21                                  |               |
| 投資有価証券売却益              | 6                                   |               |
| 関係会社株式売却益              | 1,031                               |               |
| その他                    | 12                                  | 1,071         |
| <b>特別損失</b>            |                                     |               |
| 固定資産除却損                | 69                                  |               |
| 関係会社株式評価損              | 474                                 |               |
| 減損損失                   | 2,657                               |               |
| その他                    | 21                                  | 3,223         |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |                                     | <b>36,212</b> |
| 法人税、住民税及び事業税           | 9,392                               |               |
| 法人税等調整額                | 1,151                               | 10,543        |
| <b>当期純利益</b>           |                                     | <b>25,668</b> |
| 非支配株主に帰属する当期純利益        |                                     | 1,715         |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |                                     | <b>23,952</b> |

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

前田建設工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大田原 吉 隆 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鮎 谷 健 洋 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前田建設工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前田建設工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目              | 第74期<br>2019年3月31日現在 | 科目              | 第74期<br>2019年3月31日現在 |
|-----------------|----------------------|-----------------|----------------------|
| <b>(資産の部)</b>   | <b>(455,733)</b>     | <b>(負債の部)</b>   | <b>(265,661)</b>     |
| <b>流動資産</b>     | <b>284,840</b>       | <b>流動負債</b>     | <b>201,354</b>       |
| 現金預金            | 36,340               | 電子記録債務          | 12,313               |
| 受取手形            | 5,027                | 工事未払金           | 83,644               |
| 完成工事未収入金        | 188,745              | 短期借入金           | 18,500               |
| 有価証券            | 260                  | 一年内償還予定の社債      | 10,000               |
| 販売用不動産          | 1,947                | 未払金             | 4,227                |
| 未成工事支出金         | 6,867                | 未払法人税等          | 3,003                |
| 工事関係立替金         | 17,635               | 未成工事受入金         | 26,619               |
| その他             | 28,016               | 預り金             | 32,667               |
| <b>固定資産</b>     | <b>170,893</b>       | 修繕引当金           | 706                  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>44,512</b>        | 賞与引当金           | 3,279                |
| 建物・構築物          | 17,233               | 役員賞与引当金         | 84                   |
| 機械・運搬具          | 5,850                | 完成工事補償引当金       | 886                  |
| 工具・器具備品         | 989                  | 工事損失引当金         | 216                  |
| 土地              | 19,005               | 従業員預り金          | 5,041                |
| リース資産           | 109                  | その他             | 164                  |
| 建設仮勘定           | 1,324                | <b>固定負債</b>     | <b>64,307</b>        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,957</b>         | 社債              | 15,000               |
| ソフトウェア          | 1,720                | 長期借入金           | 26,443               |
| その他             | 1,237                | 繰延税金負債          | 9,542                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>123,422</b>       | 退職給付引当金         | 10,124               |
| 投資有価証券          | 91,033               | その他             | 3,198                |
| 関係会社株式          | 28,203               | <b>(純資産の部)</b>  | <b>(190,072)</b>     |
| 長期貸付金           | 258                  | <b>株主資本</b>     | <b>158,495</b>       |
| 破産更生債権等         | 369                  | <b>資本金</b>      | <b>28,463</b>        |
| 長期前払費用          | 155                  | <b>資本剰余金</b>    | <b>36,661</b>        |
| その他             | 3,851                | 資本準備金           | 36,587               |
| 貸倒引当金           | △449                 | その他資本剰余金        | 74                   |
| <b>資産合計</b>     | <b>455,733</b>       | <b>利益剰余金</b>    | <b>95,218</b>        |
|                 |                      | 利益準備金           | 4,552                |
|                 |                      | その他利益剰余金        | 90,666               |
|                 |                      | 別途積立金           | 68,000               |
|                 |                      | 繰越利益剰余金         | 22,666               |
|                 |                      | <b>自己株式</b>     | <b>△1,848</b>        |
|                 |                      | <b>評価・換算差額等</b> | <b>31,576</b>        |
|                 |                      | その他有価証券評価差額金    | 31,577               |
|                 |                      | 繰延ヘッジ損益         | △0                   |
|                 |                      | <b>負債純資産合計</b>  | <b>455,733</b>       |

# 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目               | 第74期<br>2018年4月1日から<br>2019年3月31日まで |               |
|-------------------|-------------------------------------|---------------|
|                   |                                     |               |
| <b>売上高</b>        |                                     |               |
| 完成工事高             | 398,654                             |               |
| その他の事業売上高         | 2,618                               | 401,273       |
| <b>売上原価</b>       |                                     |               |
| 完成工事原価            | 349,080                             |               |
| その他の事業売上原価        | 744                                 | 349,825       |
| <b>売上総利益</b>      |                                     |               |
| 完成工事総利益           | 49,573                              |               |
| その他の事業総利益         | 1,873                               | 51,447        |
| <b>販売費及び一般管理費</b> |                                     | 21,627        |
| <b>営業利益</b>       |                                     | <b>29,820</b> |
| <b>営業外収益</b>      |                                     |               |
| 受取利息配当金           | 3,141                               |               |
| その他               | 250                                 | 3,391         |
| <b>営業外費用</b>      |                                     |               |
| 支払利息              | 624                                 |               |
| 為替差損              | 83                                  |               |
| 保証料               | 125                                 |               |
| その他               | 210                                 | 1,043         |
| <b>経常利益</b>       |                                     | <b>32,168</b> |
| <b>特別利益</b>       |                                     |               |
| 関係会社株式売却益         | 1,031                               |               |
| その他               | 34                                  | 1,065         |
| <b>特別損失</b>       |                                     |               |
| 固定資産除却損           | 24                                  |               |
| 関係会社株式評価損         | 361                                 |               |
| 減損損失              | 3,031                               |               |
| その他               | 21                                  | 3,439         |
| <b>税引前当期純利益</b>   |                                     | <b>29,794</b> |
| 法人税、住民税及び事業税      | 8,008                               |               |
| 法人税等調整額           | 1,361                               | 9,370         |
| <b>当期純利益</b>      |                                     | <b>20,424</b> |

# 監査報告

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

前田建設工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大田原 吉 隆 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鉛 谷 健 洋 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前田建設工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役監査規程に従って当期の監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員及び総合監査部等内部監査部門並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役監査規程並びに当期の監査方針及び監査計画（職務の分担を含む。）に従い、取締役及び執行役員並びに総合監査部等内部監査部門その他の使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに総合監査部等内部監査部門その他の使用人からその職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な電子稟議及び稟議書類を閲覧し、本店、支店及び作業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、執行役員及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の業務及び財産の状況を調査しました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及びその運用の状況を監視し、検証しました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ さらに、各監査役は、職務の分担に応じて、会計書類及び決算関係資料を閲覧し、本店、支店及び作業所等において会計に関する事項を調査するほか、会計監査連絡会における報告、会計監査の立会等により、会計監査人EY新日本有限責任監査法人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施していることを監視し、検証するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、同監査法人から、会社計算規則第131条の規定に基づき「会計監査人の職務の遂行に関する監査役への報告」を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の監査の方法に基づいて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、重大なものとして指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

前田建設工業株式会社監査役会

|         |     |    |   |
|---------|-----|----|---|
| 常勤社外監査役 | 徳井  | 豊  | 印 |
| 常勤監査役   | 大嶋  | 義隆 | 印 |
| 常勤監査役   | 小笠原 | 四郎 | 印 |
| 社外監査役   | 松崎  | 勝  | 印 |
| 社外監査役   | 佐藤  | 元宏 | 印 |

以上

× 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.



× 毛

A series of horizontal dashed lines for writing.

# 定時株主総会会場ご案内図

**会場** 東京都千代田区富士見二丁目10番2号  
 当社 本店 電話 03 (3265) 5551 (大代表)

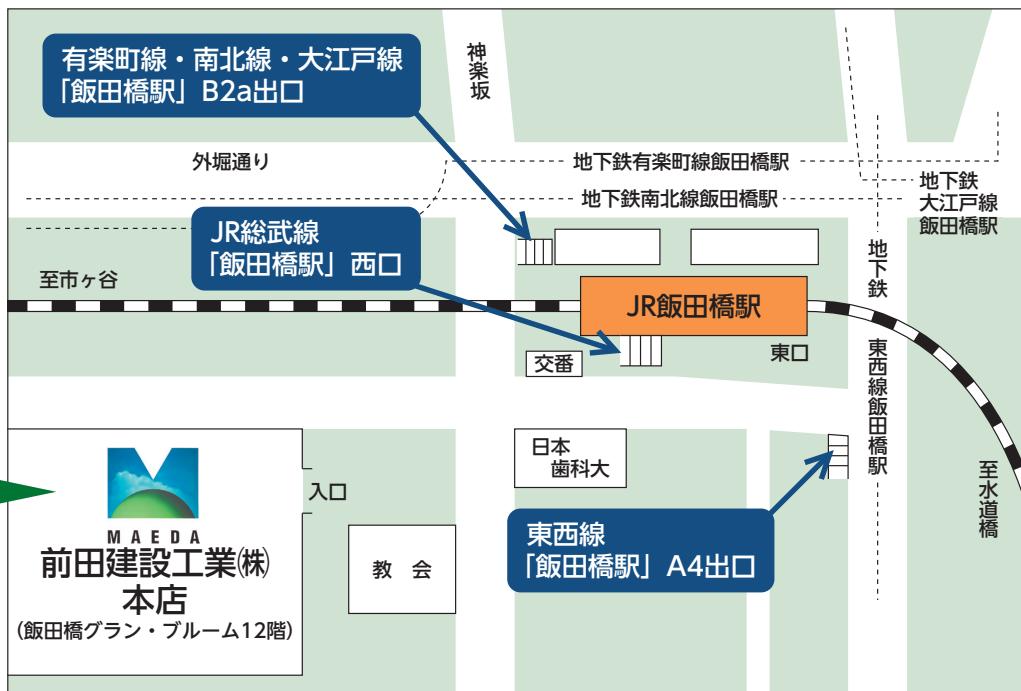
|           |       |   |             |                   |
|-----------|-------|---|-------------|-------------------|
| <b>交通</b> | J     | R | 総武線         | 「飯田橋駅」西口より徒歩1分    |
|           | 東京メトロ |   | 有楽町線<br>南北線 | 「飯田橋駅」B2a出口より徒歩2分 |
|           | 都営地下鉄 |   | 大江戸線        |                   |
|           | 東京メトロ |   | 東西線         | 「飯田橋駅」A4出口より徒歩5分  |

**NAVITIME**

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンがご案内します。

**目的地入力は不要です!**

右図を  
読み取り  
ください。

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

